

自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 393

2019年(令和元年)11月25日発行

■発行所
自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

自由民主党・幹事長
衆議院議員 二階 俊博 様

同和問題の早期完全解決にむけた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

地方公共団体では、差別事象が減少してきていることから、施策の見直しや廃止など、同和対策の終結に向けた取り組みが始まっていますが、同和問題は解決の過程にあるものの完全に解決された状態ではなく、今回の「法」の成立はこのような取り組みに歯止めを掛けるものであると期待しています。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、次期国会へ提出される予定の「LGBT理解増進法案」、いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるようとの記載がありますが、「人権擁護法案」や「人権委員会設置法案」が廃案になったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成29年7月に人種差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回の報告に対しても、平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択されましたが、同じ内容の勧告がされました。

この総括所見の勧告に対して政府は本年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8箇所)、地方法務局人権擁護課(全国42箇所)及びこれらの支局(全国261箇所)が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを提出しているが、法律でもない訓令の「人権侵犯事件調査処理規定」を持ち出しているの苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

第1回の報告を平成28年6月に提出されていますが、この報告に対する国連の委員会からの総括所見でも同じような勧告が出されることが予想されます。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

令和元年11月19日

自由同和会中央本部
会長 川上 高幸



川上高幸中央本部長あいさつ



稲田朋美幹事長代行のごあいさつ

令和元年11月19日(火)定期中央要請行動が午前に行われ、午後2時より「令和元年度幹部研修会」を自由民主党本部901会議室に於いて開催され、大阪府本部からも多数参加しました。

上田藤兵衛中央本部副会長の開会の挨拶で始まり、主催者を代表して川上高幸中央本部長の挨拶、自由民主党を代表して稲田朋美幹事長代行のご祝辞を頂戴しました。

その後、シンポジウムでは「いわゆる『解放令』以降も部落差別が続いている要因は何か」―江戸時代、明治時代、昭和時代の戦前と戦後、同和対策関連法後から現在までの差別意識の変遷について―と題して、平河秀樹事務局長がコーディネーターを務め、パネリストに関西大学石元清英名誉教授、京都産業大学文化学部灘本昌久教授をお迎えして、活発なご意見が交わされ盛会裏に閉会しました。

令和元年度幹部研修会開催される

●シンポジウム テーマ

「いわゆる『解放令』以降も 部落差別が続いている要因は何か」

―江戸時代、明治時代、大正時代、昭和時代の戦前と戦後、同和対策関連法後から現在までの差別意識の変遷について―

パネリスト 関西大学 社会学部教授 石元 清英
京都産業大学 文化学部教授 灘本 昌久

コーディネーター 自由同和会中央本部 事務局長 平河 秀樹



同和問題の早期完全解決にむけた要望書

自由同和会中央本部

法務省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
 - ア. 新たな施策は講じられるのか。
 - イ. 地方公共団体にはどのような指導をされるのか。
 - ウ. 部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実はあるのか。
 - エ. また、地方公共団体へはどのような指導をされるのか。
 - オ. 教育・啓発の予算は拡充されるのか。
2. 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が平成28年4月から完全施行されたが、障害者への差別をなくすために新たな施策を講じられるのか。また、障害者の雇用に関しては、本年6月時点で法定雇用率(2.5%)を達成している国の機関は44機関中

文部科学省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
 - ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。
 - イ. 文科省内外の職員と教員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、社会教育や家庭教育などを通じて実施される国民に対する教育啓発は拡充されるのか。
 - ウ. 同和問題の最大の壁であった結婚と同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマインナス面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。
2. 奨学事業について
 - ア. 貧困で進学を断念する生徒をなくすため、給付型の制度を拡充されたい。
 - イ. また、日本学生支援機構が実施する奨学制度の成績条件を撤廃し、無利子枠を増やすとともに、滞納者が増加していることから第2種も所得連動返還方式を導入されたい。

厚生労働省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
 - ア. 新たな施策は講じられるのか。
 - イ. 厚生労働省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
 - ウ. また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
 - エ. なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。
2. 同和問題の最大の壁であった結婚に際しては、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること。また、大阪市の最近の調査でも混住率は41・4%であり、同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマインナス面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。
3. 「障害者差別解消法」が平成28年の4月から完全実施されたが、
 - ア. この法律を活用し、学校内部のバリアフリーを積極的に推進され、車イスを使用する児童・生徒も快適に学校生活をおくれるよう、インクルーシブ教育を一層促進されたい。
 - イ. 2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、多くの障害者が各種スポーツに参加できるよう、物理的な面の改善は勿論のこと、心のバリアフリーも大切であるので、交流の場になるようにスポーツ施設の共同利用ができるよう環境を整えられたい。
 - ウ. 障害者差別をなくすために、新たな施策は講じられるのか。
4. 本年6月時点で法定雇用率(2.5%)を達成している国の機関は44機関中27機関しかなく、文部科学省も1・54%で未達成なので、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。
5. 「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に成立し、同年9月より施行され6年が経過したが、本年も悲惨な事件が相次いで発生した。平成29年3月には、「いじめ防止基本方針」も改定され、新たに「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されたことから、法の規定を踏まえ地方公共団体や学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等、必要な措置を講じよう、徹底した指導をされたい。
6. LGB・Tの性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施等について」(教職員向け)の通知を出されていますが、支援体制や相談体制が確立されるよう地方公共団体や学校に強力に指導されたい。
7. また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。
8. なお、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。

国土交通省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
 - ア. 新たな施策は講じられるのか。
 - イ. また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
 - ウ. 国土交通省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
2. また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
3. なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。
4. 同和問題の最大の壁であった結婚に際しては、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、

国土交通省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
 - ア. 新たな施策は講じられるのか。
 - イ. また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
 - ウ. 国土交通省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
2. また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
3. なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。
4. 同和問題の最大の壁であった結婚に際しては、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、

国土交通省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
 - ア. 新たな施策は講じられるのか。
 - イ. また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
 - ウ. 国土交通省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
2. また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
3. なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。
4. 同和問題の最大の壁であった結婚に際しては、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、